

静岡県立中央図書館資料収集基準

I 目的

この基準は、静岡県文化センターの組織及び運営に関する規則（昭和44年県教委規則第5号）第4条に基づき「県立図書館」としての機能を発揮するために必要な図書館資料の収集に関する基本的な事項を定める。

II 基本方針

- 1 静岡県立中央図書館の運営方針の基、県民の教育、学術及び文化の振興と普及に資する資料を収集、保存する。
- 2 資料の収集に当たっては、県内各図書館、研究機関の他、各種関係機関などの機能を考慮して収集する。
- 3 資料の種類は、図書、逐次刊行物、パンフレット等の印刷資料をはじめマイクロ資料、及び視聴覚資料を中心に収集する。
- 4 資料の収集範囲は、全分野にわたり、一般的資料から専門的資料に至るまで幅広く収集する。
- 5 資料の収集方法は、購入による他寄贈、複製等によるものとする。寄贈、委託資料の取扱要領については、別に定める。

III 資料別収集基準

1 一般資料

参考調査のための資料を中心に全分野にわたって、基本的なものから専門的な研究書に至るまで幅広く収集する。

収集部数は、原則として1部とするが、利用度の高いものは2部収集も考慮する。

2 児童資料

中学生までを対象とした図書資料を全点収集する。なお、15歳から18歳未満対象の図書資料についても選書及び収集に配慮する。

収集部数は、研究用の図書資料を1部収集し、そのうち選定した貸出用の図書資料を複数部収集する。

紙芝居及び視聴覚資料は、貸出用の資料を選択的に収集する。

外国語児童図書については、海外で評価を得ている作品及び翻訳本を収集する。

児童研究参考図書を収集する。

3 地域資料

県内各図書館との連携を図りながら網羅的に収集し、古文書の収集・保存には特に留意する。

収集部数は、原則として2部とする。

4 外国語資料

県民（在住外国人を含む。）の国際理解や日本理解及び生涯学習を援助し、又外国語を通しての読書及び基本的な調査研究の機会を提供する目的で収集する。

5 ティーンズ資料

ティーンズ（13歳から18歳）を対象とした資料および各分野の基本的資料、ティーンズ世代が関心の高い分野について収集する。

収集部数は、原則として1部とするが、利用度の高いものは2部収集も考慮する。

また、必要に応じて一般資料、児童資料、地域資料、電子書籍と重複収集する。

6 逐次刊行物

(1) 新聞

主要なもの（全国紙、ブロック紙、地方紙）を収集する。ただし、業界紙、専門紙及び外国語紙については厳選する。

(2) 雑誌

ア 日本語雑誌は、図書の蔵書構成を考慮しながら、全分野にわたって資料性の高いもの、学術的なもの、科学的なもの及び同時代性を反映するものを収集する。

イ 外国語雑誌は、資料性の高いもの、学術的なもの、よく読まれているものの中から厳選する。

7 マイクロ資料

市販のマイクロ資料については、印刷資料では入手困難なもの、あるいは、マイクロ資料の方が利用しやすいものを収集する。なお、本館の貴重な資料は、マイクロフィルム、デジタル記録媒体、電子式複写機等により複製として収集する。

8 電子資料

参考図書的内容のもの及び印刷資料では入手困難なもの、あるいは、電子資料の方が利用しやすいものを厳選して収集する。

9 視聴覚資料

全分野にわたり、幅広く収集する。

10 電子書籍

高校生・大学生から社会人を対象とした、「知識の拡充」及び「経験の補完」を支援する資料を収集する。

IV 資料の収集選定については、次の各班等が行う。

- | | |
|---|----------------------|
| 1 一般資料・児童資料・ティーンズ資料 | 図書班 |
| 2 地域資料（逐次刊行物を除く。）
（特別取扱資料、外国語図書を含む。） | 地域調査班 |
| 3 特別取扱資料（地域資料を除く。） | 一般調査班 |
| 4 外国語図書（地域資料を除く。） | 図書班 |
| 5 逐次刊行物（外国語雑誌、新聞を含む。） | 新聞雑誌班 |
| 6 視聴覚資料 | 図書班（静岡県に関するものは地域調査班） |
| 7 マイクロ資料（新聞雑誌、静岡県資料、貴重書） | 新聞雑誌班、地域調査班、一般調査班 |
| 8 電子書籍 | DX委員会 |

V 補充

汚損、破損、紛失等による欠損図書の補充は、下記のことを考慮しその可否を速やかに決める。

- 1 既蔵書、代替本の有無
- 2 改訂版、増補版による類似図書の有無
- 3 資料価値、利用価値の有無

なお、逐次刊行物の欠号補充には、努めて留意する。

附 則

この改正は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

資料収集基準細則

この細則は、静岡県立中央図書館資料収集基準の運用にあたって、必要な事項を定める。

1 一般資料

(1) 参考図書

辞典、事典、便覧、図鑑、年鑑、年報、書誌、目録、索引、統計等は、網羅的に収集する。

(2) 官公庁刊行物（図書館を除く）

利用者の調査研究に役立つと思われるものを収集する。

(3) 図書館刊行物

ア 都道府県立図書館

目録類、年報、館報類を収集する。

イ 市町村立、大学、専門図書館

特に必要と認められる目録のみ収集する。

ウ 特殊文庫

目録を収集する。

(4) その他

ア 類書を検討し、内容の充実したものを収集する。

イ 社会的話題を主題とした資料の収集につとめる。

ウ 単行の文学書は、文学的価値が高いものを収集する。

エ 漫画が主体となる資料は、原則収集しない。

オ 資料に付属したフロッピーディスク、コンパクトディスク、カセットテープ、ビデオテープ等は、その資料とともに収集し、付録として扱う。

2 児童資料

(1) 全点収集は、コミック、ゲーム攻略本、学習参考書を除く。

(2) 地域資料と重複する資料についても収集する。

(3) 外国語絵本は、国際的な賞等の受賞作品及び日本語の作品で外国語に翻訳されている作品等を収集する。

3 地域資料

(1) 県庁関係刊行物

配布依頼を行い積極的に収集する。

(2) 市町村及び国の出先機関

要覧、例規集、統計書、史誌、文化財報告書、図書館刊行物、文芸作品集、地図等を収集する。

(3) 図書館刊行物

すべて収集する。

(4) 学校関係刊行物

研究紀要、記念史（誌）、その他の研究報告書を収集する。

(5) 各種団体刊行物

内容が記録統計的なもの、及び調査研究的なものを収集する。ただし、文芸誌類は、任意団体のものも収集する。

(6) 静岡県人著作物

静岡県出身者及び静岡県在住者の著作物を積極的に収集、保存するよう留意する。

(7) 古文書類

積極的に収集、保存するよう留意する。

(8) 静岡県関係外国語資料

積極的に収集、保存するよう留意する。

(9) その他

一般資料の基準を準用する。

4 外国語資料

次の各号に掲げる資料を収集する。

- (1) 基本的な参考資料
- (2) 日本に関係する内容の資料
- (3) 日本人著作の外国語訳資料
- (4) 日本（邦訳版を含む）及び海外で多く読まれている資料
- (5) 図書館に関係する基本的、あるいは網羅的な資料
- (6) その他社会状況等を考慮した資料

5 ティーンズ資料

次の各号の掲げる資料を収集する。

- (1) 各分野の基本的な参考資料及び入門的資料
- (2) ティーンズ世代特有の発達段階に対応する分野の資料
- (3) 学習指導要領に沿った、学習に役立つ資料
- (4) 探究学習に役立つ資料

6 逐次刊行物

(1) 一般資料

ア 官公庁刊行物（図書館を除く）

利用者の調査研究に役立つと思われるものを収集する。

イ 図書館刊行物

都道府県立図書館

年報、館報類を収集する。（一般資料の収集と重複しないよう注意する。）

市町村立、大学、専門図書館刊行物

特に、必要と認められる年報、館報類を収集する。

特殊文庫刊行物

年報、館報類を収集する。

ウ その他

類誌を検討し、内容の充実したものを収集する。

社会的話題に富むものを収集する。

(2) 地域資料

ア 県庁関係刊行物

積極的に収集する。

イ 市町村及び国の出先機関の刊行物

広報紙、文化財報告書、図書館刊行物、文芸作品集等

ウ 図書館刊行物

特に、必要と認められるものを収集する。

エ 学校関係刊行物

研究紀要、卒業論文集、その他の研究報告書（郷土研究部誌など）

オ 各種団体刊行物

記録・統計的なもの、及び調査研究的なもの。ただし、文芸誌類は、任意団体のものも収集する。

カ 古文書類

積極的に収集・保存に留意する。

キ その他

一般資料の基準を準用する。

(3) パンフレット類

下記の最新のもののみ、レファレンス用及びインフォメーション用として備える。

ア 図書館及びその類縁機関発行のもの

イ 県内公共機関発行のもの

ウ 出版案内関係のもの

エ その他、レファレンスに必要と思われるもの

7 視聴覚資料

文化的・教養的な内容のもの

附 則

この改正は、平成22年5月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する。

静岡県立中央図書館資料収集運用 令和6（2024）年度版

＊共通事項

- ・資料の収集にあたっては、県民のニーズを常に念頭に置き、資料内容を吟味した上で利用頻度も考慮して収集に努める。
- ・各専門分野における参考図書（含電子資料）は、積極的に収集する。
- ・除籍対象となるような所在不明や長期未返却（返却期日から2年以上経た）資料については、必要に応じ再収集可能とする。
- ・県内の公立図書館で収集する見込みのない購入リクエスト図書は、各類で速やかに検討し、可能な限り収集する。
- ・高額な復刻版等については、資料内容や利用度を特に吟味し、さらにインターネットによる原書の公開状況も考慮して収集を判断する。
- ・収集水準は次のとおりとする。（国立国会図書館「収集方針書」にならう。）

収集対象外：収集せず、寄贈も通常謝絶する。

厳選収集：史料価値、蔵書構成上の必要性、他館所蔵状況等を総合的に評価し厳選して収集する。

選択的収集：評価選択して収集する。（刊行年や予算、入手方法（相互交換、寄贈以外は不要等）による制約を付す場合がある。）

積極的収集：多様な出版情報を集め、価値ある資料が漏れないよう積極的に選書し収集する。

包括的収集：該当する資料を可能な限り収集する。

網羅的収集：該当する資料の全てを収集する。

申し合わせ事項

- ・当館所蔵の特殊コレクションに関連する資料は、積極的に収集する。特殊コレクションとは、葵文庫（和訳辞書を含む）・久能文庫・浮世絵を指す。
- ・健康医療情報関連、議会・行政支援関連の資料は、積極的に収集する。
- ・個人を対象とする伝記等の資料は、国籍を問わず社会的評価の定まった人物（物故者に限定しない）に関する資料的価値の高いものを収集する。
- ・資料的価値が高いとは、調査研究に役立つもの、長期的な視野に立って考えたときに、その時代を知るために必要と思われるもの、最新の情報を提供できるもの（ただし、社会的話題となっているもの、流行のものは出版点数も多いので内容を吟味する）のことを指し、また、出版者、著者が一定の評価を得ていることも、選定の目安とする。
- ・法改正の動きに留意して、既に購入している資料の改訂版はその都度収集の検討をする。
- ・類を横断的に発行される新書・文庫類は、総合的に判断して網羅的収集を決定後、継続して0類で収集する。
- ・網羅的収集外の文庫は、文庫オリジナルまたは文庫でしか入手できないものを中心に厳選して各類で収集する。
- ・『こどもの本』『ヤングアダルトの本』（日外アソシエーツ）は、各類で網羅的に収集する。
- ・障害者サービスに適した資料（大活字本・音声デジタライズ資料・マルチメディアデジタライズ資料・LLブック・布の絵本・触る絵本・その他視聴覚資料など）は、積極的に収集する。
- ・地震・防災関連資料は、東南海地震に留意して積極的に収集する。
- ・静岡県出身者による著作であっても内容が静岡県に関係ない場合は一般資料として収集を検討する。
- ・新館でのサービス用に収集する資料は、現行館では利用者に提供しない。

（児童資料関連）

- ・児童資料研究書は、積極的に購入する。
- ・児童資料参考図書は、「子ども図書研究室」と連携し各類で選択的に収集する。

（地域資料関連）

- ・静岡県に関係が深い分野については、特に収集に努める。 例）：茶、みかん、地震・防災、サッカー、ホビーなど
- ・静岡県出身者による著作のうち、静岡県人著作に該当するものを地域資料として収集する。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
0類 総記	1 情報技術関係図書 情報技術の解説書は、内容を吟味して選択的に収集する。 (1) コンピュータのソフトウェア関係図書 (ア) 一般的に使われているソフトウェア及びオペレーティングシステムの解説書やそれに類するものを収集する。 (イ) ソフトウェアのバージョンアップに留意して収集する。 (2) プログラミング言語・プログラミング関係図書 プログラミング言語の解説書は、内容を吟味して選択的に収集する。 2 図書館関係図書 図書館に関する資料は、積極的に収集する。 3 目録類 (1) 国立国会図書館及び都道府県立図書館発行の目録類については、地域資料や特色ある資料のもののみ収集する。 (2) 専門図書館、特殊文庫の目録は、収集対象とする。 4 事典、年鑑、書誌等の参考図書 事典、年鑑、書誌等の参考図書は、選択的に収集する。 5 叢書・全集・選集 (1) 主要な全集・選集・叢書、特に個人の全集または選集は、積極的に収集する。 (2) それぞれの主題に分類される叢書・全集・選集については、各類で収集する。 (3) 新規収集の叢書については、その構成や編集内容を考慮して決定する。	1 ・類書の有無及び利用者のニーズ等を考慮して収集する。 ・革新的な技術等に関する資料等については、時事的な側面を考慮しながら選択的に収集する。 2 ・都道府県立図書館及び政令指定都市立図書館の図書館報は収集する。図書館報以外は、編集内容を考慮して収集する。 ・他都道府県の図書館協議会、図書館協会等の報告書は、収集する。 ・県外の大学・博物館等の類縁機関（国立は除く）発行の年報・要覧・館報は、原則として収集しない。 3 ・市町村立図書館、大学図書館の蔵書目録は、原則として収集しない。 4 ・インターネット検索により最新情報が得られる事典、年鑑、書誌等の参考図書は、原則として収集しない。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
1 類 哲学	1 全般 全集・著作集は、包括的に収集する。ただし、特殊なものは除く。 (1) 娯楽性の高いものは、収集対象外とする。 (2) 文庫オリジナルは、資料的価値の高いものを収集する。 (3) 翻訳本はできる限り完訳本を収集する。 2 哲学・思想 古今東西の主な思想・思潮の一般的な概説書・入門書・専門書は内容を吟味して選択的に収集する。 3 心理学 古典的なものから最新のものまで、主だった学説の概説書・入門書・専門書を収集する。賛否両論あるものは一方に偏ることのないよう収集する。 4 倫理学・道徳 (1) 古今東西の主な思想・思潮の一般的な概説書・入門書・専門書は、内容を吟味して選択的に収集する。 (2) 一般性のない道徳論、人生訓は、収集対象外とする。 5 宗教・神話 (1) 古今東西の主な宗教・神話の一般的な概説書・入門書・専門書は、内容を吟味して選択的に収集する。 (2) 多文化理解に資する資料の収集に配慮する。 (3) 布教を目的としたものは、収集対象外とする。	1 ・改訂版は内容を吟味して選択的に収集する。 3 ・易や占い本は、研究書を収集対象とする。 4 ・処世術のような実用書は、収集対象外とする。 5 ・多文化理解に資する資料は、新館に向けた資料整備として、選択的に収集する。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
2類 歴史	1 全般 資料的価値の高い資料を入門書から専門・研究書まで幅広く収集する。 (1) 通史、時代史、地域史などの叢書類は、包括的に収集する。 (2) 歴史辞典、人名辞典、地名辞典などの辞典類・年表・地図などの参考図書は、最新のものを包括的に収集する。 (3) 細分化・専門化された高度な専門書は、利用状況等に留意して選択的に収集する。 2 日本史 (1) 歴史的資料は、多様なレベル、観点に立って収集する。 (2) 地方史は、静岡県との関連資料を選択的に収集する。 (3) 都道府県史は包括的に収集し、市区町村史は利用状況等に留意して選択的に収集する。 3 各国史 各国史は、多様な観点に立って包括的に収集する。特に出版点数の少ない国や地域の資料については、積極的に収集する。 4 伝記 伝記・日記・書簡集等は、日本人・外国人共に社会的評価の定まった人物に関する資料的価値の高い資料を収集する。	1 ・学位論文など専門分野の研究書や研究者向け研究資料は、利用や内容、他館所蔵状況に留意し、選択的に収集する。 ・静岡県と関連の深い周辺地域の資料は、選択的に収集する。 4 ・物故者に限定しない。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
2類 歴史	5 地理 地理学、地誌学的な資料を中心に収集する。 6 「埋蔵文化財発掘調査報告書」等 埋蔵文化財発掘調査報告書等は、次のものを収集する。 (1) 調査対象への県民の関心が高く、資料的価値が高いもの。 (2) 過去に収集した報告書との関連（継続性）が深く、収集することによって相互的に資料価値が高まるもの。 (3) 各都道府県の総括的報告書で、参考資料的価値のあるもの。	5 ・最新情報が掲載された資料の収集を心掛ける。 ・『地球の歩き方』（学研プラス）は、所蔵の最新版から4年程度の経過を更新の目安とし、予算を考慮して収集する。 ・国内の旅行ガイドブックは、3年から5年程度の経過を目安に、所蔵しているシリーズを参考にして同等の内容のものの購入を検討する。 ・平成25(2013)年度に大人の読書活動推進のための予算にて『ことりっぶ海外版』（昭文社）、『プチ贅沢な旅 ブルーガイド』←現在の叢書名は『ブルーガイドてくてく歩き』（実業之日本社）を購入した。令和4（2022）年度には『ココミル』（JTB パブリッシング）を購入した。いずれも更新は利用状況、類書、予算等を考慮して検討する。 ・2万5千分の1地形図は静岡県近隣地域について、令和2（2020）年度に収集した。 ・「都道府県道路地図（県別マップル）」（地図コーナー）は、令和4（2022）年度に購入した。 6 ・特に静岡県と関連の深い周辺地域の報告書等を刊行状況に留意して選択的に収集する。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
3類 社会科学	1 全般 資料的価値の高い資料を概説・入門書から専門・研究書まで幅広く収集する。 (1) 官公庁（地方自治体を除く）発行の資料は包括的に収集する。 (2) 概説・入門書は、利用状況等に留意して選択的に収集する。 (3) 実務的な資料は、利用が多く見込める資料や、市町立図書館では購入が難しい資料の収集に配慮し、選択的に収集する。 (4) 日本に深いかわりのある国の資料については、選択的に収集する。 (5) 静岡県に隣接する県の資料については選択的に収集する。 2 法律 偏りのないように全分野にわたって収集する。 3 経済・財政 (1) 最新の情報を提供できるように、国内外の経済・社会の動向から必要かつ資料的価値の高いものを収集する。 (2) ビジネス関連資料では、実務的な資料、書式集、解説書などの収集にも配慮する。 4 統計 統計書は、継続して包括的に収集する。 5 社会 (1) 出版点数の多い社会福祉関連資料は、類書の有無に留意し選択的に収集する。 6 教育 (1) 学習指導要領改訂に伴う新しい学習指導内容のものは、教科ごと積極的に収集する。 (2) 読み聞かせなど子ども読書に関する資料については、類書の有無に留意し積極的に収集する。 (3) 出版点数の多い教科指導など実務的な資料は、利用状況等に留意して選択的に収集する。 7 風俗習慣・民俗学 (1) 全集、大系、シリーズものは、評価の定まった著者や出版者のものを選択的に収集する。 8 軍事 日本の戦争を取り扱った専門書・研究書を中心に、選択的に収集する。	1 ・分野によって、詳細版があるときは「あらまし」は収集対象外とする。 例)『***白書のあらまし』 2 ・法令条文や通達のみのは、利便性に留意して選択的に収集する。 4 ・官公庁発行の統計書は寄贈も多いので、購入と重複しないように留意する。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
4類 自然科学	1 自然科学は、その進展が著しい分野なので、学術的根拠を考慮した最新の情報を常に提供できるよう留意する。 2 他の類に比べて、一般の人が読むには内容が専門的で高度なものが多いので、入門書や概説書も内容を吟味して幅広く収集する。 3 健康医療情報に関する資料は、利用者の様々なレベルのニーズを考慮して、資料的価値の高い資料を入門書から専門書・研究書まで幅広く収集する。 4 自然科学系の講座、シリーズものを継続的に収集する。 5 医学系・栄養学系の講座、シリーズものを継続的に収集する。 6 書名や典拠で類書を確認の上、類書が古かったり少なかったりする場合は積極的に収集する。	・闘病記については、エビデンスに基づいた内容であり、信頼のおける執筆者、監修者、出版者などを考慮し選択的に収集する。 例) 医療従事者が当事者など ・医療法等、類書の多いものは検討し、その結果を引き継ぐ。 1 例) 生物工学、遺伝子工学、医学などの分野 2 例) 『B & Tブックス 今日からモノ知りシリーズ』(日刊工業新聞社) 3 例) 『Standard Textbook』(医学書院) *シリーズのうち専門分野は除く。 各疾病別の診療ガイドライン 特にがん情報については積極的に収集する。 4 ・選書には信頼のおける執筆者、監修者、出版者などを考慮する。 例) 『朝倉化学大系』(朝倉書店) 『岩波科学ライブラリー』(岩波書店) 5 ・選書には信頼のおける執筆者、監修者、出版者などを考慮する。 例) 『エキスパート管理栄養士養成シリーズ』(化学同人) ・逐次刊行物との重複に留意する 例) 『別冊サイエンス』『SGC ライブラリ』など

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
5類 技術	1 科学技術や工学分野の進展を考慮して、学術的根拠に基づく最新の情報を提供できる資料を収集する。 2 利用者の様々なレベルのニーズを考慮して、入門書、概説書から実務書、専門書まで幅広く収集する。 3 細分化・専門化された高度な専門書は収集しない（一部の利用者に利用が限られるもの）。 4 理工学系の講座、シリーズものを継続的に収集する。 5 書名や典拠で類書を確認の上、類書が古かったり少なかったりする場合は積極的に収集する。 6 趣味・実用向けのものは原則収集しないが、内容が教養的なものは収集対象とする。	1 例) コンピュータ、エレクトロニクスなどの分野 2 例) 『B & T ブックス 今日からモノ知りシリーズ』（日刊工業新聞社） 3 ・『J I S ハンドブック』（日本規格協会）は毎年収集する。 ・建築物の保存等の工事報告書（分類：521）は、国宝、国指定の重要文化財のものを収集する。 4 ・選書には信頼のおける執筆者、監修者、出版者などを考慮する。 6 ・衣服・手芸・料理など(分類：59*)は、原則体系的な全集、特徴的な単行本などに限って収集する。 ・ハンドブック等隔年で購入するものや、建築基準法等、類書の多いものは検討し、その結果を引き継ぐ。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
6類 産業	1 産業分野の進展を考慮して、学術的根拠に基づく最新の情報を提供できる資料を収集する。 2 利用者の様々なレベルのニーズを考慮して、資料的価値の高い資料を入門書から実務書・研究書まで幅広く収集する。 3 産業系の講座、シリーズものを継続的に収集する。 4 書名や典拠で類書を確認の上、類書が古かったり少なかったりする場合は積極的に収集する。 5 資格試験対策関係の資料で、問題集類は原則収集しない。	3 ・選書には信頼のおける執筆者、監修者、出版者などを考慮する。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
7類 芸術	1 理論・研究・評論、歴史 芸術の理解に必須の資料は、入門書・概説書から専門書まで幅広く収集する。 2 技法、技術 各分野において、基礎から専門まで体系的に学習できるものを収集する。 3 作品集 (1) 個人全集は、社会的評価の定まった作家のものを収集する。 (2) 美術全集は、積極的に収集する。改訂の場合には内容、編集方法に留意する。個人全集と同様に、社会的評価の定まった作家が掲載されているものを収集する。 4 美術館等発行物 (1) 年報・館報類は、国立及び主要美術館以外は収集対象外とする。 (2) 展覧会図録は、国立及びそれに準ずる機関のものは積極的に収集する。それ以外の図録については、内容を吟味して選択的に収集する。 5 楽譜 主として音楽系出版者から刊行されているシリーズもの及び、評価が定まった多数の楽曲が掲載されているものを選択的に収集する。	2 ・スポーツ(分類：78*)の、個々の競技における専門的な内容のもので、シリーズで出版されているものは選択的収集をする。 3 ・美術の年鑑は継続的に受入している年鑑を引き続き収集する。それ以外の他の年鑑も比較用に数年に一度収集を検討する。 例)『美術年鑑』(美術年鑑社) 毎年購入 『美術市場』(美術新星社) 数年に一度購入 5 ・クラシックは著作権保護期間満了の作品で、特に知名度の高い楽譜を収集する。 例)『Zen-On SCORE』(全音楽譜出版者) 『ONGAKU NO TOMO MINIATURE SCORES』(音楽之友社) ・楽曲集は多数のアーティストの楽曲が掲載されているものとし、年間ヒット曲集は除く。バンドスコアは発表から50年程度経過した楽曲を収集する。 ・教育活動に活用できるものも収集対象とする。 例)『合唱アレンジ集』 『NHKこどものうた楽譜集』(NHK出版)

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
8類 言語	1 理論・研究・評論・歴史、文法・会話等 入門書・概説書から専門書まで積極的に収集する。 外国語に関する資料は、世界の諸言語について入門書を含め包括的に収集する。 2 参考図書 (1) 言語辞典のうち特に基本語彙の辞典は、世界の諸言語を包括的に収集する。	1 ・語学テキストは評価が定まった出版者の資料を収集する。

分類	一 般 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
9類 文学	1 理論・研究・評論、歴史 各ジャンルの理解に必須の資料は、入門書・概説書から研究書まで積極的に収集する。 2 作品研究、作家研究 (1) 評価が定まった作家、出版者の資料を収集する。 (2) 主に所蔵作家、所蔵作品についての研究書を収集する。 3 文学作品 国内外の文学的評価の定まった作品を選択的に収集する。 (1) 主に所蔵する作品研究、作家研究で扱われている作品を収集する。 4 文学全集・選集・作品集等 (1) 文学全集・選集は、積極的に収集する。 (2) 時代性を反映する作品集は、文庫も含め選択的に収集する。	3 ・外国文学については、新訳の収集にも留意する。 ・一定の評価(著名な文学賞・出版賞受賞等)を得ている作品であること、作家理解・作家研究に不可欠な作品であることを選定の目安とする。 例) ノーベル文学賞受賞作家の作品 各国・各言語の著名な文学賞受賞作品 アメリカ：ピューリッツァー賞、全米図書賞 英国：ブッカー賞 フランス：ゴンクール賞 ドイツ語：ゲオルク・ビューヒナー賞 イタリア：ストレーガ賞 スペイン語：セルバンテス賞 北欧諸国：北欧理事会文学賞 中国：茅盾文学賞 韓国：韓国日報文学賞 ASEAN 加盟国：東南アジア文学賞

	児 童 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
	1 平成 15 年以降に出版された児童資料は次のとおり収集する。 なお、全点収集については、資料充実費の現状を考慮して、毎年検討する。 (1) 中学生までを対象とした児童資料の全点収集を継続する。 (2) 中学生を除く 15 歳以上 18 歳以下を対象とした児童資料は、選定して収集する。 (3) (1)(2)により収集した児童資料から選定し、予算に応じてさらに 1 部を貸出用として収集する。 2 平成 14 年以前に出版された児童資料は、選択的に収集する。 3 外国語児童図書については、海外で評価を得ている作品、日本語に翻訳されている作品、日本語の作品で外国語に翻訳されている作品等を収集する。 4 新館に向けた児童室の資料整備について、次のとおり収集する。 (1) 1 の(3)により選定した資料は、予算に応じてさらに複数部を貸出用に収集する。 (2) 4 の(1)で収集した資料に加え、蔵書構成に配慮しながら、児童の学習に対応する資料及び類書のない資料、書評で推薦された資料、利用の見込まれる資料等を、予算に応じて貸出用に 1 部収集する。 (3) 紙芝居及び視聴覚資料は、全点収集を行わず、貸出用資料として選択的に収集する。	・コミック、ゲーム攻略本、学習参考書、テレビアニメ本は収集対象外とする。 ・本格的な辞書は収集しないが、「写真でわかる」シリーズ等の読み物のような辞書は選択的に収集する。 ・地域資料と重複する資料についても、1 部を全点収集する。選定した場合はさらに 1 部を貸出用として収集し、選定しない場合はもう 1 部を地域資料として収集する。 ・選定にあたっては、『子どもの本棚』（日本子どもの本研究会）『よい絵本』（全国学校図書館協議会）『こどもとしゃかん』（東京子ども図書館）等を参考とする。 ・貸出用については、絵本の収集を優先する。 ・児童・青少年向けのブックリストに掲載されている一般資料についても考慮し、各々の担当に推薦する。 2 例)「私たちの選んだ子どもの本」（東京子ども図書館） ・選定に当たっては、微細な版の違いは考慮しない。また、状態が著しく悪いものは特に吟味する。 ・国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスも判断材料の一つとする。 3 ・海外で評価を得ている作品（コールデコット賞、ケート・グリナウェイ賞、ニューベリー賞、カーネギー賞等受賞作品）は、積極的に収集する。 ・外国語図書についても 2 部収集することを考慮する。 4 ・NDC 分類のバランスやシリーズの統一性に留意する。 ・児童の学習に対応する資料については、ティーンズコーナーへの配架を考慮しながら収集する。 ・絵本や読み物は、評価の定まった図書へのステッピングストーンとなるような資料の収集についても考慮する。 ・紙芝居及び視聴覚資料は、出版情報をもとに選定し、収集する。

分類	地 域 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
	静岡県に関する資料及び静岡県人著作を網羅的に収集する。 1 地域資料の地理的範囲は、現行の行政区画としての静岡県全域とし、東京府の管轄に移る以前の伊豆七島も含める。 2 「静岡県人」とは、静岡県出身者及び在住者を指す。「静岡県出身者」とは、原則として静岡県生まれ又は静岡県育ち、かつ、高校卒業程度まで静岡県に住んでいた者とする。 静岡県に密接な関わりを有する人物は、「静岡県人」に準じて扱う。 3 「静岡県に関する資料」とは、「静岡県」、「静岡県人」を主題とした部分が、資料全体のおおむね3分の1以上の分量のあるものとする。 4 地域資料の範囲の例 (1)「静岡県」、「静岡県人」を主題とした資料 ・静岡県の歴史、地理などを主題とした資料 ・静岡県の宗教、社会、自然、産業、文化、芸術などを主題とした資料 ・静岡県の行政、司法、立法に関する資料 ・静岡県で行われた行事、催し物に関する資料 ・静岡県に伝承された芸能、説話、方言などに関する資料 ・静岡県伝来の文書類、美術品などに関する資料 ・静岡県で発見、発掘されたもの（出土品など）に関する資料 ・静岡県人を主題とした各伝、双伝、人名録などの資料 ・静岡県人の日記、書簡、言行録、作品目録、所蔵目録その他の伝記資料 ・静岡県所在の公私の施設、機関、団体などに関する資料（沿革、要覧、規則、名簿、所蔵目録など）	1 ・県境に隣接する他県地域（相模、甲斐、信濃、三河の各一部）及び東京府管轄後の伊豆七島については、その資料が、静岡県に特に関係の深い場合は、それらの地域も含める。 2 ・静岡県に関係のうすい人物（例えば、静岡県で生まれても、早くから静岡県を離れて、しかもその後の生活でも、静岡県と関係のうすかった人）は「静岡県人」に含めない。 3 ・資料として必要不可欠と考えられるものは収集対象とする。 ・独立した章立てで、静岡県に関するものを含む資料については、資料全体の3分の1未満の分量であっても、内容を吟味して収集する。 4

分類	地 域 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
	(2)「静岡県」、「静岡県人」に関する資料ではないが、静岡県の理解に役立つ資料で、特に必要と認められるもの ・静岡県、静岡県人を記念した資料 ・静岡県、静岡県人を素材とした文学作品、美術作品・静岡県人の著作類 ・静岡県内の出版物、印刷物 ・静岡県伝来の資料（文書、記録、絵図類、旧蔵本など） ・静岡県内団体等の主催する文学賞や出版に関する賞の受賞作品 5 「静岡県」、「静岡県人」を主題とした漫画は選択的に収集する 6 収集部数は原則2部とする。 7 地図等を除き、概ね10ページ以上のものを収集する。 8 富士山関係資料は網羅的に収集する。 9 行政資料は積極的に収集する。	(2) ・静岡県人の著作類とは、原則として目録作成時に責任表示として記録する著作の種類をその範囲とする。 (例) 著者、編さん者、編者、原作者、翻訳者、監訳者、脚色者、翻案者、改作者、評釈者、注釈者、校訂者、インタビュー、監修者、校閲者、執筆者、分担翻訳者、架空の著者、絵や図が本文としてある時の挿図者、児童書の挿絵画家、述、書き入れ、序、跋、手写物等 ・静岡県人の著作類のうち、「静岡県」、「静岡県人」を主題とした資料以外は選択的に収集する。 ・学者、研究者の専門分野の著作は一般資料として扱う。 ・内容が静岡県に関係がない県人著作物のうち、一般資料で収集対象外とする資料については、地域資料（分類：S088）で検討するが、代表作に留意して、研究者向けでない資料を主に収集する。 ・「静岡県」「静岡県人」を主題とした創作小説は、内容を検討の上、特に静岡県や静岡県人の理解に役立つ作品を収集する。 5 ・創作漫画については、当面、静岡県人著作のうち、静岡県を舞台にした作品を収集対象とし、特に静岡県や静岡県人の理解に役立つ作品を収集する。その場合は、保存用を1部収集し、貸出禁止とする。 6 ・一般資料として収集するものは、保存用を1部収集し、貸出禁止とする。 7 ・10ページ以下の資料であっても内容により収集する。 8 ・山梨県の富士山関係資料については、内容により収集する。 9 ・各市町村の予算書は収集対象外とする。

	地 域 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
	10 インターネット上に公開されている PDF 化された行政資料を積極的に収集する。 11 『ゼンリン住宅地図』『ブルーマップ』（ゼンリン）は、静岡県内版を網羅的に収集する。 12 古書についても積極的に収集する。 13 CD-ROM等の電子資料を収集する。 14 静岡県に関する視聴覚資料については、地域調査班が収集及び選定を行う。収集基準は地域資料の収集基準に従う。 15 電話帳（タウンページ・ハローページ）は登録資料ではないため、5年おきに、静岡県内の各地域版を地域資料として収集する。	・市町の例規集は保存用を1部収集する。 ・学校（内）で発行された資料のうち、校内・保護者・0B のみに向けた資料は厳選収集する。 10 ・行政資料及び当館で電子化した電子データは定期的に複数のデータをCD-ROM 等に複製し、電子資料として収集する。ただし、資料数の統計には含めない。 11 ・アイゼンの住宅地図は新版が出たら、収集を検討する。 ・保存用を1部収集する。 12 ・他機関の廃棄資料で未所蔵のものは収集対象とする。 14 ・地域資料については、音楽CDも収集対象とする その他 ・個人情報を含む資料については、慎重に判断する。 ・地形図・都市地図・道路地図・登山用地図は3年ごと収集を検討する。 ・4種類ほどある高校入試問題集は毎年度1種類ずつ収集する。 ・入試問題集・私学教員適性問題集は5年ごと収集を検討する。

	外 国 語 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
	1 基本的な参考資料を収集する。 2 日本に関係する内容の資料を選択的に収集する。 3 日本人著作の外国語訳を選択的に収集する。 4 日本（翻訳版）及び海外で多く読まれている資料を選択的に収集する。 5 図書館に関係する基本的な資料を選択的に収集する。 6 その他、社会状況等を考慮した資料を収集する。	・利用が多く見込まれる外国語である英語資料の充実を図る。 ・県内居住外国人の母国語に配慮した資料の充実を心掛ける。 ・レファレンスに対応できる資料を収集する。 例) データブック、ガイドブック、辞典、事典等 ・諸外国の歴史・文化・教育などを知るための資料を収集する。 例) 外国の教科書、副読本、地図 ・世界的に認められた受賞作品を積極的に収集する。 例) ブッカー賞・ピューリッツァー賞・全米図書賞 ・浙江省から公に寄贈された交換資料は、浙江省文庫として取り扱う。

	ティ ー ン ズ 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
	1 各分野の基本的な参考資料及び入門的資料を収集する。 2 ティーンズ世代特有の発達段階に対応する分野の資料について収集する。 3 学習指導要領に沿った、学習に役立つ資料を収集する。 4 探究学習に役立つ資料を収集する。	2 ・例) 身体、心理、性、対人関係、勉強、進路、生活

	逐次刊行物	申し合わせ事項
	1 新聞は、積極的に収集する。 2 一般雑誌は、選択的に収集する。 3 地域雑誌は、積極的に収集する。 4 地域雑誌の古文書類を収集・保存する。 5 欠号は、上記の運用を踏まえ、寄贈受入もしくは購入して補充する。	1 ・全国紙は網羅的に収集する。原紙とともに保存用の縮刷版等を収集する。 ・全国紙の静岡県に関する版はマイクロフィルムにより網羅的に収集する。 ・専門紙は利用者のニーズに応じて厳選収集する。 ・静岡県の地方紙は包括的に収集する。 ・新聞のオンラインデータベースの収録・契約状況に留意する。 2 ・紙資料と同一のデータがWEB上に掲載されており、長期的な公開が見込まれる場合は、厳選収集する。 ・県外図書館・文書館の「〇〇だより」「〇〇ニュース」は原則収集しない。 ・紀要類は学術機関リポジトリにおける公開を考慮し、厳選収集する。 ・これまで図書として所蔵している年報等の資料は、引き続き図書として収集する。 3 ・紙資料と同一のデータがWEB上に掲載されており、長期的な公開が見込まれる場合は、選択的に収集する。 ・統計センターしずおかに情報が掲載されているものは原則、収集しない。 ・市町発行物は市町図書館の所蔵状況等を勘案し、選択的に収集する。広報誌、文芸誌は包括的に収集する。市議会だよりは、原則収集しない。 ・これまで地域資料として所蔵している年報等は、引き続き地域資料として収集する。 4 ・古文書類の購入は原則、欠号補充に限る。 ・新規タイトルの受入は、他の号の入手可能性を勘案し地域資料図書として受入することも検討する。 5 ・除籍、不明による欠号については積極的に補充する。 ・その他の欠号（主に当館収集開始前もしくは収集中止後に発行された資料等）については国立国会図書館及び県内他図書館の所蔵状況を考慮しながら、選択的に補充する。

	視 聴 覚 資 料	申 し 合 わ せ 事 項
	1 著作権上の貸出許可の確認のとれたDVD、朗読CD等を収集する。 2 文化的・教養的内容のもので、次のものを収集する。 (1) 図書館に関する内容のもの (2) 地域（静岡県）に関する内容のもの (3) 学術的で調査研究に役立つもの (4) 芸術性の高いもの (5) 記録性に優れたもの 3 静岡県に関する視聴覚資料については、地域調査班が選定及び収集を行う。 収集基準は地域資料の収集基準に従う。（地域資料 10 と重複掲載）	2 ・市町立図書館所蔵視聴覚資料の蔵書構成にも留意する。 ・国外製作資料については、原則として日本語字幕入りの資料を収集する。 ・朗読CDについては、一般資料の収集基準にあった資料を収集する。 3 ・地域資料については、音楽CDも収集の対象とする。（地域資料 10 と重複掲載）

	電 子 書 籍	申 し 合 わ せ 事 項
	1 「知識の拡充」「経験の補完」ができる資料を積極的収集する。 2 「学習」「仕事」「QOL向上」の3テーマに基づき、ナッジ資料を積極的収集する。	1 ・レファレンスブックや企画選書を除き、紙媒体資料との重複は原則避ける。ただし、将来的には非来館サービス充実のため、紙媒体資料との重複を可とすることを検討する。 ・コレクションを充実させるため、年度毎、類や分野、主題別に、段階的・集中的に購入することも検討する。 2 ・高校生・大学生や社会人が新たな知識を得たいと思ったときに入門的に使える実用書やハウツー本を収集する。 例)「マンガで分かるシリーズ」等も対象とする。 ・他者に知られずに利用できるメリットを活かせる資料（個人的な悩みに関するものなど）を収集する。 例) 性に関すること・対人関係 等 ・ビジネス本、自己啓発本も対象とするが、宗教関連の啓発本は収集対象外とする。 ・コンピュータ関連は積極的に収集する。 ・資格試験等対策本は選択的収集とする。 例) 国家資格取得等

	電 子 書 籍	申 し 合 わ せ 事 項
	3 辞書・辞典等レファレンスブックを積極的に収集する。 4 読み上げ・拡大・書き込み等電子書籍の特性をより生かせる資料は積極的に収集する。 5 児童資料は収集しない。 6 リクエストがあった資料は、それを参考に選択的に収集する。(同じ分野の本の購入を検討するなど)	・趣味的な資料であっても、ナッジ（人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるよう手助けする手法）な資料であれば収集する。 ・有益な健康医療系書籍は原則として紙媒体で収集するため収集対象外とするが、「家庭の医学」など網羅的・普遍的な資料、レファレンスブックは対象とする。 ・学習参考書は収集しない。 ・文学作品は収集しない。ただし、英語多読等、鑑賞を主目的としないものは除く。 3 ・県立・県内市町立図書館が禁帯出とする資料は積極的に収集する。 4 ・例) フォーマットが EPUB リフロー（表示されるデバイスの画面サイズや文字サイズの変更等に合わせて、テキストが流動的に表示される電子書籍の形式）であり、音声読み上げの許諾がある等